

議案第 8 4 号	三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について																				
国保医療課	地方税法に基づき同法施行令で定める国民健康保険税に係る賦課限度額の上限が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。																				
内 容	<p>【関係法令】 地方税法施行令</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 三田市国民健康保険税条例 (H28. 4. 1)</p> <p>国民健康保険税条例に定める賦課限度額は、地方税法に基づき地方税法施行令に定める金額を上限として定めることとされている。</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日付地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額の上限について、基礎課税額が 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額が 16 万円から 17 万円に、介護納付金等税額が 14 万円から 16 万円にそれぞれ引き上げられた。</p> <p>そのため、現行条例で規定している賦課限度額についても、所要の規定の整備を行う（第 2 条、第 21 条）</p> <table border="1" data-bbox="475 999 1453 1240"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療</td> <td>51 万円</td> <td>52 万円</td> <td>1 万円引き上げ</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>16 万円</td> <td>17 万円</td> <td>1 万円引き上げ</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>14 万円</td> <td>16 万円</td> <td>2 万円引き上げ</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>81 万円</td> <td>85 万円</td> <td>4 万円引き上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (公布日)</p> <p>施行期日についての所要の規定の整備</p>		現行	改正案	備考	医療	51 万円	52 万円	1 万円引き上げ	支援	16 万円	17 万円	1 万円引き上げ	介護	14 万円	16 万円	2 万円引き上げ	合計	81 万円	85 万円	4 万円引き上げ
	現行	改正案	備考																		
医療	51 万円	52 万円	1 万円引き上げ																		
支援	16 万円	17 万円	1 万円引き上げ																		
介護	14 万円	16 万円	2 万円引き上げ																		
合計	81 万円	85 万円	4 万円引き上げ																		